

人権への希望

2008/6月

第8回人権のつどい 山崎章郎ドクター出演決定

2008年11月22日(土)

会場 国分寺Lホール 午後1時～4時



NHKテレビのクローズアップ現代や生活ほっとモーニング、朝日新聞、雑誌クロワッサンなどに登場し、注目を集めている緩和ケア医療の専門家山崎章郎さんが、忙しい日程の中、人権のつどいでの講演を快諾してくださいました。

山崎さんは『病院で死ぬということ』（文春文庫）他の著書でよく知られ、ターミナルケア（終末期医療）の第一線で日々往診、外来、著作、講演などで活躍されています。

人生の中で最も大切ともいえるべき病気の最後の時期の精神的・肉体的苦痛を緩和し、看護・介護にあたる家族に暖かく共に進む視線と言葉を投げかけ、たくさんの人々から深い感謝を送られているお医者さんです。

患者の人間としての尊厳“人権”というテーマについて、ご自身の人生や医療活動の体験から皆様の心に届くメッセージを語っていただきます。貴重な機会です。今からご予約ください。

第7回人権のつどい報告 メディアはだれのもの？ -考えよう 報道被害-

昨年12月1日（土）Lホールにて「人権のつどい」が開催され、中学生人権作文の市長賞表彰式と作文朗読、「メディアはだれのもの？-考えよう 報道被害-」と題した講演が行われました。

講師の梓澤和幸委員は、昨年『報道被害』（岩波新書）を出版し、この問題の専門家として活動している弁護士です。桶川ストーカー事件や松本サリン事件などにもふれ、報道による被害救済やマスメディアに対する提言などを話し、実践に裏付けられた講演となりました。

140名の市民の方々が参加され、「報道被害から人権の大切さを知ることができた」「問題に取り組む人々の正義感あふれる人間性にふれ感銘した」などの感想も寄せられました。

また、地元「ふくの会」にお願いしたハーモニカ演奏も好評で、作文朗読には「中学生の感性に驚きました」との感想もありました。

題字には、人権はどんな苦しさものりこえる希望の力だ、という意味をこめています。

第 27 回全国中学生人権作文コンテスト

人権作文をとおして物の見方や幅広い考え方、人への優しさなどを学ぶことを目的にしています。自分や家族の体験を中学生らしい純粋な視点でとらえたすばらしい作文がたくさんありました。

(国分寺市の応募数 854 編)

平成 19 年度国分寺市長賞受賞者 ※ 学年は受賞当時のものです

大林 遥 さん	(国分寺市立第二中学校 3年)	「小さな冊子」
早川 叶 さん	(国分寺市立第二中学校 3年)	「戦争という名の犯罪」
細谷 咲 さん	(国分寺市立第一中学校 1年)	「一枚の毛布」
安川 晴奈 さん	(国分寺市立第四中学校 3年)	「障害に対する理解」

東京都大会 優秀賞

「一枚の毛布」

細谷 咲さん (第一中学校 1年)

「この毛布一緒に使おう。」

フェリーの中で私は隣に座っているあるおばあちゃんに話しかけられました。この日私たち家族は祖父の法事の帰りで、北海道苫小牧市から、青森県八戸市に向かうフェリーに乗船しなければなりません。深夜十二時出航のフェリーなのですが、ちょうどお盆の時期だったこともあり、超満員でした。フェリーの中には、赤ちゃん、お年寄り、お酒を飲んでいる人など、いろいろな人がいました。一つの部屋が空いて、

「さあ、どうぞ」

とフェリーの乗務員が言うと押しつぶされそうになる程、あちこちに殺到します。この日は、父と姉も一緒だったのですが、父は車に乗っていたので、場所取りは私と姉の二人でしなければならず、緊張しました。ものすごく大勢の人が入りこみ、誰もが広い場所をとろうと必死です。人ともみあいながらなんとか場所はとれたのですが、体を折り曲げなければ寝られないくらいに狭い場所でした。

そんな中、一応場所とりが終わり、少し落ちついたころ、私の隣にいるおばあちゃんは三百円を出して毛布を借り、一緒に使おうというのです。最初は私のことではないだろうと思い、気かけながらも返事をしなかったのですが、毛布を思いきり広げて、

「さあ、一緒に使おう。」

ともう一度言ったので、そこで初めて私のことだと気がつきました。心優しいおばあちゃんは、

「もっとおばあちゃんのところに寄ってきてもいいからね。狭いでしょ。」

とってくれました。周りがだんだんと落ちついてきたころ、おばあちゃんは、

「戦争のころによくにているね。」

と言いながら話をしてくれました。

戦争があった頃の汽車や船の中は、もっともっと混んでいて、赤ちゃんを抱いたお母さん、お年寄り、けがをした人が多く、食べるものも少なく、本当に大変だったそうです。戦争だけではなく、台風や地震などの避難場所でも同じように、寝る場所をとるだけでも大変なのだそうです。

その話を聞いて、私は、このおばあちゃんのように、自分の大事なものを他人に半分あげることができののだろうかということを考えてしまいました。戦争の辛さを知っているおばあちゃんに比べて、今の私はどれだけ幸せな生活を送っているだろう。フェリーの中では赤ちゃんや小さい子供づれのお母さん、杖をついたお年寄りなど、私よりもっと大変でもっと不便な人がたくさんいるのに、たった一晩寝るだけで、狭い、寝られない、などという文句は、もっともぜいたくだと感じました。でも、あのおばあちゃんのように困っている人がいれば自分のものを半分あげることができれば、どんなに素敵なことでしょうか。人々にやさしい世の中をつくるには、自分のことだけを考えるのではなく、隣の人に、あるいは困っている人に、自分の大事なものを半分あげるといふ気持ちが本当に大事なことはないでしょうか。フェリーの中のおばあちゃんはそういうことを私に教えてくれたように思います。このフェリーで、この部屋で、このおばあちゃんの隣にいなかったら、私はずっと知らないままでいたと思います。私は、一番大事なことを忘れていたと思います。「自分の大事なものを半分あげる」といふ思いやりの気持ちを。

他人が欲しいと思っているものは、自分にとって、大事なものであることが多いでしょう。大事なものの半分以上を、いや、半分でなくても、その中の少しを困っている人にあげるといふことは、そんなに難しいことではないと思います。でも、困っている人を前にした時、このおばあちゃんのように行動に移すことは、とても難しく、勇気のいることだと思います。でも、そんな勇気を持てるようになりたいと、私は今、強く強く思っています。

人の心をうつ作品は他の人には書けない自分の体験を掘り下げていること、そしてそれを読む人に届く独特の言葉を作り出しているところに特徴があると思われました。3万通を超える作品の3分の1に及ぶ1万通が、いじめの問題を取り上げていることが印象的でした。(平成 19 年度人権作文東京都実行委員長 梓 澤)

子どもたちからの 人権メッセージ ～育つ心から～

多摩地区13市の小学生（4年生以上）の意見発表会です。
国分寺市からは第九小学校の6年生が発表します。

日時 9月13日(土) 午後1時～4時

場所 調布市文化会館たづくり
くすのきホール

みんなで育てよう～人権の花～

種から開花まで、みんなで協力して育てることを通して、生命の尊さや他人を思いやる優しい心を身につけてもらうことを目的に行っています。
今年は、第三小学校、第四小学校にお願いしました。



子どもの人権「SOSミニレター」実施

今年も2月～3月に全国の小・中学生を対象にミニレターを配布しました。東京都全体から213通の手紙が寄せられ、いじめに関する相談がたくさんありました。

苦しんでいること、困っていること、誰にも相談できず、手紙ならと勇気を出して寄せてくれたものと思います。

人権擁護委員が一人ひとりに心を込めて返事を書きました。

裁判員制度来年に迫る

裁判員制度の施行は、来年5月21日からとなっています。人口約3千人に1人が裁判員になるといわれ、660人に1人が候補者として呼び出されることとなります。（『知る、考える裁判員制度』竹田昌弘著 岩波ブックレットより）

裁判員制度とは、いままで1人か3人の職業裁判官が行ってきた刑事裁判のうち、殺人、強盗、強姦、放火など刑罰の重い罪に限って職業裁判官3名、市民の裁判員6名が行う制度です。裁判員制度はいらないとか死刑の決定も含む重大な決断には参加したくないなどの意見もなされていますが、一方で今までの仕組みを大きく変えることを期待するなどという意見もあります。

この機会に、「疑わしきは被告人の利益に」という無罪推定の仕組みなど、刑事裁判のあり方を考え、学んでみたいものです。

冤罪を取り上げた映画『それでもボクはやってない』（周防監督）がDVDになっています。

人権Q&A

Q 私の娘は派遣社員です。毎晩遅くまで働いていながら休日もまともにとれず心配です。また、残業代もでないし年次有給休暇もないと嘆いています。どうしたらよいですか？

A 長時間労働のため、精神的疾患にかかる人もふえ、自ら命を絶ち労働災害として認められる例もあります。残業時間を減らし、定期的に休み、自由に年次有給休暇を取るなど、快適な環境が必要です。

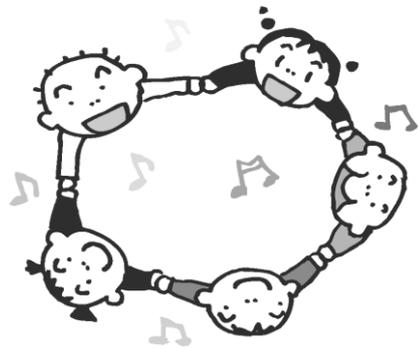
憲法（27条2項）は重要な労働条件は法律で規制することとしています。労使で法律以下の条件を勝手にきめてはいけません。残業代を支払う義務（労働基準法37条）や年次有給休暇の権利（同法39条）などです。これはすべての労働者に適用され、残業代が出ないとか年休がないなどということは許されません。違法行為はすぐにたすよう、派遣先の会社や派遣元の会社に求めて下さい。それでもダメなら労働基準監督署か、一人でも入れる労働組合に相談されるようおすすめします。

（小 部）

人権標語

（第七小学校児童の作品です）

- ☆ 温かさ 交換してくれる人 探してます
- ☆ いつだって 見守ってるよ 君のこと
- ☆ 傷ついた 心をかくさず 話そうよ



人権身の上相談のご案内

あなたの人権が侵害されたとき、市民生活に関する相談など
人権擁護委員が相談をお受けします。どなたでもお気軽にご相談ください。
相談は無料、秘密は守られます。電話でご予約ください。

予約電話受付 **042-573-4378 男女平等推進センター**

〈月～金 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く〉

【人権身の上相談】 毎月 第2木曜日 午後1時～4時 （一人1回30分）

場所 男女平等推進センター相談室 （ひかりプラザ内）



発 行：国分寺地区人権擁護委員

【人権擁護委員： 梓澤 和幸 遠藤 早苗 小部 正治 佐野 正子】

問い合わせ：国分寺市市民生活部 男女平等人権課

〒185-0034 国分寺市光町 1-46-8 ひかりプラザ内

Tel: 042-573-4378

Fax: 042-573-4388

Email: jinken@city.kokubunji.tokyo.jp